

令和3年1月8日

関係各位

野田市市民生活部市民課

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う斎場での飲食について(通知)

標記の件について、新型コロナウイルスの感染拡大により、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言が発令されました。

つきましては、更なる感染防止対策のため、次のとおりとしますのでお知らせします。

斎場の利用については、すでにご配慮いただいているところですが、施設の運営を維持するため、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

- 1 内容 待合室及び親族控室での飲食の禁止(食事、酒類等)
- 2 期間 令和3年1月12日(火)から緊急事態宣言の期間中
- 3 その他 水分補給のための水、ソフトドリンクは除く
持ち帰り弁当等の提供は可

【問い合わせ】

野田市役所 市民課	電話	04-7125-1111
野田市斎場	電話	04-7122-3017
野田市関宿斎場	電話	04-7196-3301